

(案)

第4次地域管理経営計画書  
第4次国有林野施業実施計画書

(緑川森林計画区)

計画期間

自 平成26年4月 1日  
至 平成31年3月31日

九州森林管理局



(案)

# 第4次地域管理経営計画書

(緑川森林計画区)

計画期間

自 平成26年4月 1日  
至 平成31年3月31日

九州森林管理局



## はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

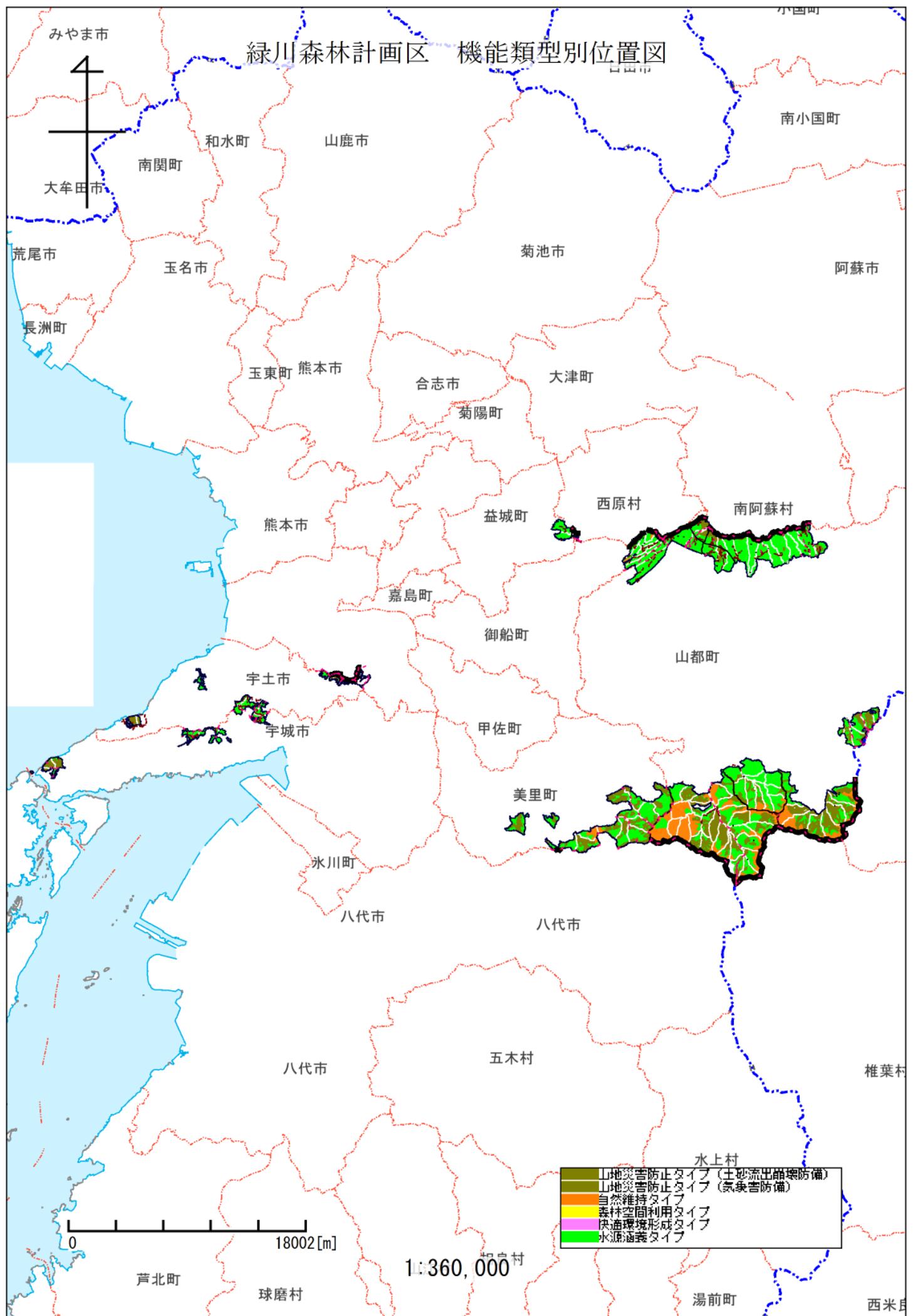
こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

従って、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「<sup>もり</sup>国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、同法第6条第1項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の緑川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

今後、緑川森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行うこととする。







目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
① 森林計画区の概況	1
② 国有林野の管理経営の現状及び評価	3
③ 持続可能な森林経営の実施方向	3
④ 政策課題への対応	5
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	5
① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他 山地災害防止タイプに関する事項	6
② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然 維持タイプに関する事項	6
③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他 森林空間利用タイプに関する事項	7
④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他 快適環境形成タイプに関する事項	7
⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源 涵養タイプに関する事項	7
(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた 貢献に必要な事項	8
① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	8
② 林業事業体の育成	8
③ 民有林と連携した施業の推進	8
④ 森林・林業技術者等の育成	8
⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発	8
⑥ その他	8
(4) 主要事業の実施に関する事項	8
① 伐採総量	9
② 更新総量	9
③ 保育総量	9
④ 林道の開設及び改良の総量	9
(5) その他必要な事項	9
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	10
(1) 巡視に関する事項	10
(2) 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	10
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	10
(4) その他必要な事項	11

3 林産物の供給に関する事項	1 1
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	1 1
(2) その他必要な事項	1 1
4 国有林野の活用に関する事項	1 1
(1) 国有林野の活用の推進方針	1 1
(2) 国有林野の活用の具体的手法	1 2
(3) その他必要な事項	1 2
5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備 及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	1 2
(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項	1 2
(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認め られる民有林野の整備及び保全に関する事項	1 3
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	1 3
(1) 国民参加の森林に関する事項	1 3
(2) 分収林に関する事項	1 3
(3) その他必要な事項	1 3
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	1 3
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	1 3
(2) 地域の振興に関する事項	1 3
(3) その他必要な事項	1 4

## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術・資源を活用して森林・林業再生へ貢献することを基本方針とする。

なお、当該森林計画区における概要等は以下のとおり。

#### ① 森林計画区の概況

本計画の対象は、緑川森林計画区を管轄区域とする国有林野13,581ha（不要存置林野0.16haを含む。）であり、国有林野の大部分は、緑川の源流域に位置し、水源かん養保安林が90%以上に達し、宇城地区をはじめとする下流地域の水がめとして重要な役割を担っている。

森林の現況は、人工林を主体とした育成林が8,030ha（育成单層林7,455ha、育成複層林575ha）、天然生林が5,159haとなっており、主な樹種としては針葉樹はスギ、ヒノキ、ツガ類、モミ、広葉樹では、ナラ類、ブナ、クリ、カエデ類などとなっている。また、林相別に見ると針葉樹林4,993ha、針広混交林4,655ha、広葉樹林3,979haとなっている。

本計画区は、国見岳（1,739m）を主峰とする九州中央山地の稜線部に、九州中央山地森林生物遺伝資源保存林が設定されているとともに、九州中央山地国定公園に指定されている。

また、内大臣川周辺は、指定国内希少野生動植物種であるゴイシツバメシジミの保護を図るため特定動物生息地保護林を設定していることから、多様で貴重な動植物の保護と保全を図ることが重要となっている。さらに、渓谷をはじめ優れた森林景観など豊富な観光資源に恵まれていることから登山等森林レクリエーションや保健休養の場として多くの人に利用されているとともに木材加工業及びシイタケ生産も地域の重要な産業である。

このため、本計画ではこのような地域に存在する国有林野の有する水源かん養機能や保健文化機能等の公益的機能の維持増進に重点を置き、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組や森林環境教育を推進する。さらに、持続可能な森林経営、地球温暖化防止対策及び生物多様性の保全にも配慮しつつ、管理経営を行うこととする。

各地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

#### ア 大矢地区（1004～1015林班）

阿蘇外輪山の南側裾野に広がる丘陵地であり、緑川及び御船川の源流域として山地災害防止機能や水源かん養機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

#### イ 吉無田地区（1132～1142、1144～1146、1149、1150林班）

大矢地区の西側に接し、阿蘇外輪山の南側裾野に広がる丘陵地で、八勢川、御船川の源流域として山地災害防止機能や水源かん養機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、吉無田水源周辺の植物群落保護林については入込みも多く、自然環境の保全を図ることが期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

さらに、さらに一部の比較的緩傾斜地で人工林の生育が良好な地区については、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果えられる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

#### ウ 内大臣地区（1031～1068林班）

緑川上流に位置し、九州中央山地の国見岳（1,739m）の北側に広がる地区である。

天然林は二次林を含め比較的まとまった状態でカシ、シイ類等が優占する暖帯林からブナ、ミズナラ等が優占する冷温帯林までの天然林が保存されている。

地形は急斜面が多く緑川の源流域に位置しており、山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮することが期待されていることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、国見岳を中心とした内大臣から大官山までの稜線部一帯は、九州中央山地森林生物遺伝資源保存林を設定しているとともに、九州中央山地国定公園に指定されており、さらに、内大臣川周辺は、特定動物生息地保護林及び植物群落保護林を設定している。こうした地区については、自然環境の保全・形成を図ることが期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

#### エ 大官山地区（1016～1029林班）

三方山（1,578m）、向坂山（1,685m）及び黒峰（1,283m）の北側斜面に広がる地区である。地形は、急斜面が多く緑川の源流域に位置しており、山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮することが期待されていることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、緑仙峡等を背景とした天然林は四季を通じて訪れる人も多く、保健文化的利用からも自然景観の維持向上に対する期待が大きく、さらに、九州中央山地森林生物遺伝資源保存林を設定しているとともに、脊梁部は九州中央山地国定公園に指定されており、自然環境の保全・形成を図ることが期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

#### オ 砥用地区（1069～1080、1082、1083林班）

内大臣地区の西側に位置し、全般的に地形は急峻で、目丸山（1,341m）、京丈山

（1,472m）、雁俣山（1,315m）等の九州中央山地を峰とし、北側の緑川ダム方向へ広がる地区である。

緑川の源流域であり水源かん養機能の発揮が期待されているとともに、一部は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能の発揮が期待されていることから「水源涵養タイプ」及び「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、雁俣山山頂部はカタクリの群生地となっていることもあり登山者も多く、自然環境の保全・形成を図ることが期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

#### カ 宇城地区（300～302、304～312、314～318林班）

宇土半島の主要な峰である三角岳（406m）、大岳（478m）、摺墨山（416m）及び半島つけ根の雁回山（314m）周辺に位置している。地形は比較的なだらかで小面積の団地が点在している。

雁回山及び三角岳周辺は、下流部に住宅、農耕地等が存在しており、山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮することが期待されていることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、雁回山の山頂付近は、レクリエーションの森に指定され、付近の史跡と併せて都市近郊林として保健文化機能の発揮が期待されていることから「森林空間利用タイプ」に

区分して管理経営を行うこととする。

301林班の一部は、住居環境を良好な状態に保全する機能の発揮が期待されることから「快適環境形成タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

## ② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、熊本森林管理署で管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は13,581 haで九州森林管理局管内国有林総面積の3%を占めている。

蓄積は3,253千m<sup>3</sup>で九州森林管理局総蓄積の2%を占めている。また、人工林面積は7,465 haで人工林率は57%となっている。

森林の種類は、普通林が490 haで4%を占めており、制限林が13,091 haで96%となっている。なお、制限林の99%が保安林であり、その内水源かん養保安林が99%を占めている。

### 緑川森林計画区内の森林資源状況

(単位 : ha、 m<sup>3</sup>)

区分	人工林	天然林	その他	合計
面 積	7,465	5,724	392	13,581
蓄 積	2,054,537	1,198,902	—	3,253,439

主要施策に係る前計画における計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積に関して、地域における木材の安定供給を図るために、育成单層林の皆伐を主に計画したが、分収林の契約延長等により計画量を下回る結果となるとともに、これに連動して造林面積も計画量を下回った。

林道等の開設又は拡張に関して、林道の開設については優先度を考慮し、より優先度の高いものから実行した。林道の改良については、台風や集中豪雨による被災箇所のうち緊急性の高い箇所を実行した。

### 主要施策に係る計画量と実行量

項目	計画	実行
伐採立木材積	330,000 m <sup>3</sup>	124,897 m <sup>3</sup>
主伐	31,200 m <sup>3</sup>	13,632 m <sup>3</sup>
間伐	298,800 m <sup>3</sup>	111,265 m <sup>3</sup>
造林面積	106 ha	55 ha
人工造林	104 ha	55 ha
天然更新	1 ha	- ha
林道等の開設又は拡張	開設：30.4 km 拡張：5箇所	開設：24.3 km 拡張：24 箇所

## ③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準（54指標）が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

I 生物多様性の保全	地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進とともに、原生的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じ適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。
II 森林生態系の生产力の維持	森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道、作業道等の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。
III 森林生態系の健全性と活力の維持	外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫の被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除対策を実施する。
IV 土壤及び水資源の保全と維持	降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源のかん養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いで森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。
V 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と二酸化炭素の貯蔵庫として機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。
VI 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。
VII 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	I～VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。

#### ④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源かん養等の公益的機能の維持増進、森林・林業再生に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に対応している。

とりわけ、森林・林業の再生に向けた取組としては、林業事業体等への計画的な事業の発注による安定的・計画的な木材の供給、准フォレスターの活用による民有林行政支援、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地の設定等に取り組んでいるところである。

#### (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
- ・自然維持タイプ
- ・森林空間利用タイプ
- ・快適環境形成タイプ
- ・水源涵養タイプ

の機能類型区分を行い、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表のとおり。

#### ○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
山地災害防 止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○		
	気象灾害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営にあたっては「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に行うこととする。なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

イ 気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

山地災害防止タイプの面積

(単位 : ha)

区分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面積	2,535	2,532	3

② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行うこととする。

自然維持タイプの面積

(単位 : ha)

区分	自然維持タイプ	うち、保護林
面積	2,033	2,024

③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に發揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行うこととする。

森林空間利用タイプの面積

(単位 : ha)

区分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面 積	33	25

④ 快適環境形成タイプ管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に發揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行うこととする。

快適環境形成タイプの面積

(単位 : ha)

区分	快適環境形成タイプ
面 積	18

⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に發揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源かん養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壤の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行うこととする。なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

水源涵養タイプの面積

(単位 : ha)

区分	水源涵養タイプ
面 積	8,963

### (3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の持続的発揮を基本としつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、緑川流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、県・市町村等との密接な連携を図るとともに、組織・技術力・資源を活用し、民有林経営の支援等に積極的に取り組むこととする。

また、このことを通じて、地域経済の発展や山村地域の振興に寄与するよう努めるものとする。

#### ① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

林業事業体等と連携し、低コストで効率的な施業を展開するとともに、これに関する研修会の開催等を通じ、民有林に対する低コストで効率的な施業の普及に努める。

#### ② 林業事業体の育成

民有林行政と連携しつつ、林業事業体への計画的な事業の発注、安定的・計画的な木材の供給及び林業事業体の育成に努める。

さらに、流域で生産された木材の利用促進、システム販売の推進及び木質バイオマス資源の活用に向けた木材需給情報の交換に努める。

#### ③ 民有林と連携した施業の推進

森林共同施業団地の設定により、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備、計画的な間伐の実施等に努める。

### 森林共同施業団地の概況

箇所数	面 積 (ha)	
	国有林	民有林
該当無し		

#### ④ 森林・林業技術者等の育成

事業の発注や研修フィールドの提供等を通じて、民有林の人材育成支援に努める。

#### ⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

産学官連携の下、林業の低コスト化に向けた技術開発の推進に努める。

#### ⑥ その他

国民の森林としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組の推進（国指定天然記念物ゴイシツバメシジミ保護に係る取組み及び関係機関と連携した鳥獣被害対策の実施等）、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

### (4) 主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として主・間伐に積極的かつ着実に取り組むとともに、針広混交林化、複層林化や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。更新・保育については、伐採事業との一体

的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組むこととする。林道等の路網については、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備することとする。

また、労働災害がなく、健康で明るく働くように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業体の育成・整備を図ることとする。

#### ① 伐採総量

(単位 : m<sup>3</sup>、 ha)

区分	主伐	間伐	計
本計画	87,500	270,000 (2,572)	357,500
前計画	31,200	298,800 (3,061)	330,000

注：（ ）は、間伐面積である。

#### ② 更新総量

(単位 : ha)

区分	人工造林	天然更新	計
本計画	270	11	281
前計画	104	1	106

#### ③ 保育総量

(単位 : ha)

区分	下刈	つる切	除伐	枝打	ぼう芽整理
本計画	266	63	108	—	4
前計画	235	55	108	—	1

#### ④ 林道の開設及び改良の総量

区分	開設		改良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
数量	10	22,200	24	27,232

#### (5) その他必要な事項

特になし。

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

### (1) 巡視に関する事項

#### ① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区は、九州中央山地国定公園、向坂山野外スポーツ地域、木原山風景林等があり、森林レクリエーションを目的とした入林者が増加しつつあり、森林火災等の危険性が高まっている。

このため、その予防に重点を置き、関係機関と密接な連絡をとりながら山火事防止の宣伝、啓発活動を行うとともに、森林保全巡視を強化し、山火事の未然防止に万全を期することとする。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、廃棄物対策協議会、森林保全巡視員及びボランティア団体等との連携の強化を図り防止に努めることとする。

#### ② 境界の保全管理

境界標の巡査及び境界巡視を確実に行い、境界の保全管理に努めることとする。

### (2) 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

本計画区の松くい虫被害は減少傾向にあるが、被害木の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に勤めることとする。

### (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

本計画区は、貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、生物多様性の保全を図る上で重要な位置を占めている。これらの森林については、保護林に設定して適切に保護・保全を図っていくこととする。また、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進することとする。

さらに、内大臣地区には、国内希少野生動植物種のゴイシツバメシジミが生息していることから、その生育環境の維持・保全を図るための巡視を積極的に行うこととする。

#### ① 保護林

種類	箇所数	面積(ha)
森林生物遺伝資源保存林	1	1,810
植物群落保護林	3	117
特定動物生息地保護林	1	97
総数	5	2,024

## ② 緑の回廊

名 称	延長(km)	面 積(ha)
該当なし		

### (4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源かん養保安林に指定されているなど、水源かん養の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努めることとする。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、ニホンジカなどの野生鳥獣との共存に向けた森林の整備や被害対策、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど、森林生態系の保全等のための取組について、環境行政との綿密な連携を確保しつつ推進することとする。

渓畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

## 3 林産物の供給に関する事項

### (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材については、地域における木材の安定供給体制の整備等が図られるよう、木材価格、需要動向を踏まえ計画的な供給に努めることとする。

さらに、民有林材・国有林材が一体となった簡素で合理的な流通体制の確立を目指し、国産材の需要・販路の拡大に努めることとする。

### (2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着を図りつつ、素材販売により実施するとともに、これまで利用が低位であった木質バイオマス資源として利用可能な低質材等の安定供給にも努めることとする。

また、木造の庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において間伐材等を積極的に利用する等の木材の利用促進の取組を推進することとする。

## 4 国有林野の活用に関する事項

### (1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、また、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進することとする。

本計画区は、熊本都市圏から比較的近く、秋の紅葉、渓谷、豊かな自然景観など豊富な観光資源に恵まれており、観光、ハイキング、登山、渓流釣り等森林を利用したレクリエーション

ヨン・保健休養の場として多くの人々に利用されている。また、森林資源を背景にした木材加工業やキノコの生産業は、地域にとって重要な位置づけとなっており、今後もこうした地理的条件を活かし、農林水産業の振興に資する国有林野の活用を積極的に推進することとする。

#### レクリエーションの森

種類	箇所数	面積(ha)
風景林	1	24
野外スポーツ地域	1	0
その他レクリエーションの森	1	1
総数	3	25

#### (2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用に当たっては、道路等の公用・公共用地は貸付又は売払い等によることがある。また、水源林造成等については、分収林制度を積極的に推進することとする。

#### (3) その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、水源のかん養、自然環境の保全等、森林の持つ公益的機能との調和を図るとともに、土地利用に関する計画等との必要な調整を行った上で、積極的に推進を図ることとする。

「レクリエーションの森」については、魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進していくこととする。

### 5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

#### (1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林に隣接・介在する民有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林における土砂の流出等の発生が国有林の發揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、国有林の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業等を民有林と一体的に行い、民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用に努めることとする。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、民有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

## 6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進することとする。

(2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自ら参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進することとする。

(3) その他必要な事項

協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努めることとする。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進することとする。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を發揮するよう努めることとする。

## 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着やコンテナ苗植栽の推進等による低コスト造林の導入・定着、普及を図ることとする。

国有林野事業において開発、改良された林業技術については、現地検討会の開催、モデル林、各種試験地等の設置等を通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図ることとする。

また、研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、フィールド提供を積極的に行うこととする。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源のかん養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努めることとする。また、その際には次の点に留意することとする。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。
- ③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

(3) その他必要な事項

特になし。

(案)

## 第4次国有林野施業実施計画書

(緑川森林計画区)

計画期間 
$$\left[ \begin{array}{l} \text{自 平成26年4月 1日} \\ \text{至 平成31年3月31日} \end{array} \right]$$

九州森林管理局



目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域	1
2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
(1)	伐採造林計画簿	1
(2)	水源涵養タイプにおける施業群別面積等	1
(3)	水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積	2
(4)	伐採総量	3
(5)	更新総量	4
(6)	保育総量	4
3	林道の整備に関する事項	5
4	治山に関する事項	6
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	7
(1)	保護林の名称及び区域	7
(2)	緑の回廊の名称及び区域	7
6	レクリエーションの森の名称及び区域	8
7	公益的機能維持増進協定の名称及び区域	8
8	その他必要な事項	9
(1)	施業指標林、試験地等	9
(2)	フィールドの提供	10
(3)	その他	10
(4)	森林共同施業団地	10



1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域の配置については、国有林野施業実施計画図による。

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水源涵養タイプ)における施業群別面積等

(単位：ha)

施業群	面 積	取扱いの内 容	伐期齢等
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	296.15 伐採箇所の縮小、分散化による 皆伐新植を行う	スギ 40～60 ヒノキ45～70
	ス ギ 長 伐 期	4,335.65 伐採箇所の縮小、分散化、長期化 による皆伐新植を行う	70～100
	ヒ ノ キ 長 伐 期	2,091.58 同 上	80～120
	ア カ マ ツ 長 伐 期	6.22 同 上	80
	ケ ヤ キ 長 伐 期	40.66 同 上	150
	そ の 他 人 工 林	154.16 伐採箇所の縮小、分散化による 皆伐新植を行う	60上
	保 護 樹 帯	784.58 被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	9.79 伐採箇所の縮小、分散化による 複層伐を行う	短期型 80 長期型 100
	天 然 林 長 伐 期	711.00 伐採箇所の縮小、分散化、長期化 による択伐及び皆伐を行う	100
	天 然 林 広 葉 樹	219.77 伐採箇所の縮小、分散化による 択伐及び皆伐を行う	35上
	し い た け 原 木	10.22 皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	15
施業群設定外	—		
合 計	8,659.78		

注：スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積  
 (単位 : ha)

施業群	上限伐採面積
スギ・ヒノキ普通伐期	21
スギ長伐期	216
ヒノキ長伐期	87
ケヤキ長伐期	1
その他人工林	12
保護樹帯	65
天然林長伐期	35
天然林広葉樹	31
しいたけ原木	3

## (4) 伐採総量

(単位 : m<sup>3</sup>、ha)

区分	林地					林地以外	合計
	主伐	間伐	小計	臨時伐採量	計		
山地災害防止タイプ	—	11,439 (140)	11,439				
自然維持タイプ	—	—	—				
森林空間利用タイプ	—	267 (3)	267				
快適環境形成タイプ	—	524 (4)	524				
水源涵養タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	42,606	9,806	52,412			
	スギ長伐期	27,887	161,973	189,860			
	ヒノキ長伐期	3,300	77,980	81,280			
	ケヤキ長伐期	—	10	10			
	その他人工林	—	1,395	1,395			
	天然林長伐期	—	154	154			
	保護樹帯	143	1,212	1,355			
	しいたけ原木	1,017	—	1,017			
	計	74,953	252,530 (2,425)	327,483			
合計	74,953	264,760 (2,572)	339,713	17,787	357,500	—	357,500
年平均	14,991	52,952 (514)	67,943	3,557	71,500	—	71,500

( ) は、間伐面積である。

## (再掲) 市町村別内訳

(単位 : m<sup>3</sup>)

市町村名	林地					林地以外	合計
	主伐	間伐	小計	臨時伐採量	計		
宇土市	2,197	8,372	10,569				
宇城市	3,666	9,555	13,221				
美里町	3,291	39,262	42,553				
御船町	3,817	17,111	20,928				
益城町	1,888	15,073	16,961				
山都町	60,094	175,387	235,481				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

## (5) 更新総量

(単位 : ha)

区分		山地災害 防止タイプ <sup>°</sup>	自然維持 タイプ <sup>°</sup>	森林空間 利用タイプ <sup>°</sup>	快適環境 形成タイプ <sup>°</sup>	水源涵養 タイプ <sup>°</sup>	合計
人 工 造 林	单層林 造成	—	—	—	—	78.28	78.28
	複層林 造成	—	—	—	—	191.79	191.79
	計	—	—	—	—	270.07	270.07
天 然 更 新	天然下種 第1類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第2類	—	—	—	—	0.90	0.90
	ぼう芽	—	—	—	—	10.22	10.22
	計	—	—	—	—	11.12	11.12
合計		—	—	—	—	281.19	281.19

## (6) 保育総量

(単位 : ha)

区分		山地災害 防止タイプ <sup>°</sup>	自然維持 タイプ <sup>°</sup>	森林空間 利用タイプ <sup>°</sup>	快適環境 形成タイプ <sup>°</sup>	水源涵養 タイプ <sup>°</sup>	合計
保 育	下刈	—	—	—	—	265.93	265.93
	つる切	—	—	0.12	—	62.65	62.77
	除伐	0.44	—	0.06	1.74	105.87	108.11
	枝打	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽整理	—	—	—	—	4.08	4.08
	計	0.44	—	0.18	1.74	438.53	440.89

### 3 林道の整備に関する事項

基幹 その他別	開設 改良別	署長意見書より移記 する 路線名	箇所 (林班)	延長 (m)	備考
その他	開設	御所大矢1011林道	1011, 1012	1,500	
		七郎次1080林道	1080	2,300	
		扇迫1150林道	1149, 1150	3,700	
		大矢1007林道	1007	2,200	
		ヲダラ1135林道	1135	1,300	
		御所大矢1009林道	1009～1011	3,400	
		吉無田1137林道	1137	1,600	
		扇迫1004林道	1004	3,000	
		黒峰林道	1018, 1019	2,000	
		城山1145林道	1145	1,200	
基幹	改良	内大臣林道	1044、1045、 1048～1053、 1055、1056	10,000	舗装等
		目丸内大臣林道	1055	1,200	舗装等
		大矢林道8支線	1008	1,000	舗装等
		名連川林道	1005	1,000	舗装等
		吉無田林道小谷側	1136、1140、 1149、1150	2,000	舗装等
		柏川林道	1074、1075	2,000	舗装等
		川口林道14支線	1013	500	舗装等
		御所林道	1012	1,000	舗装等
		菅林道39支線	1038、1039	500	舗装等
		大官山林道	1024、1025、1026、 1027	2,000	擁壁等

基幹 ・ その他別	開設 ・ 改良別	路線名	箇所 (林班)	延長 (m)	備考
基幹	改良	北内谷林道	1045～1047	1,000	舗装等
		菅林道	1037～1040	1,000	舗装等
		西内谷林道	1057	1,000	舗装等
その他	改良	柏川林道 76支線	1075、1076	500	舗装等
		大矢林道	1007	500	舗装等
		城山林道	1145, 1146	500	舗装等
		御所林道 10支線	1010	32	橋掛替
		菅林道 31支線	1031、1032	1,000	舗装等
		吉無田林道ヲダラ支線	1135、1141	500	舗装等
計	開設			22,200	10路線
	改良			27,232	24箇所

#### 4 治山に関する事項

位置(林班)	区分	工種	計画量 (箇所数又は面積)
300～302、304～311、316、1004～1029、 1031～1040、1042～1048、1053～1060、 1065～1080、1082、1083、1132～1142、 1144～1146、1149、1150	保安林整備	本数調整伐	990ha
316、1005、1008、1014、1016、1019、 1022～1028、1031、1034、1035、1043、 1045、1046、1049、1050、1052～1055、 1057～1059、1068、1133、1141、1142	保全施設	渓間工	54箇所
1012、1014、1018、1022、1026、1031、 1037、1043、1045、1049、1054、1058、 1069、1072、1083	保全施設	山腹工	15箇所
計	保安林整備		990ha
	保全施設		69箇所

## 5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

### (1) 保護林の名称及び区域

種類	名称	新設 ・ 既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
森林生物遺伝資源保存林	九州中央山地	既設	1809.90	1022に、り、1023る、1024の1、1025た、1026た、1027ふ、1028い、1035へ、1036ち、る1、1037た、1038の、1044そ、つ、1044ね、1045つ、1046ら、1047わ、か、よ、イ、ハ、ニ、1048り、ぬ、る、ロ、ハ、1049れ、そ1、つ1、ね、な、ら1、1049む2、1050と1、ち1、り、1050ぬ、る1、わ1、よ1、た1、1050れ1、そ1、1051る、1052と、か、よ、1053る、1054た、1055わ、つ、1058へ、1058れ、1059ぬ、1060ろ、に、1060へ、ち、1061い、1062い、1063い、い1、と、よ、1064い、ろ、は、に、ほ、と、り、1064ぬ、る、わ、か、1068た1、1069つ	当地域には大平洋ブナ林がある程度まとまりをもって分布するとともに、一部に湿性立地に発達するブナ林が見られ、また、希少な野生生物が生息・生育している等の優良で特異な自然が残っている。これらの生物遺伝資源を自然生態系内に広範に保存するため設定した。
植物群落保護林	雁俣山	既設	70.30	1077ね、1078り、1079り	冷温帶林の代表的林相の保存。
	吉無田	既設	11.62	1133る、1137ち、1139へ、1140ほ	旧藩時代植栽のスギ老齢林の植物学的考証。
	内大臣	既設	34.56	1043た、れ、そ、1044り	暖帶性上位植生の代表的林相の保存。
特定動物生息地保護林	内大臣	既設	97.16	1042い、イ、ロ、ハ、1065い、1066い	国内希少野生動植物種ゴイシツバメシジミの生息地。

### (2) 緑の回廊の名称及び区域

名称	新設 既設	延長 (km)	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
該当なし					

## 6 レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名称	新設 既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	選定理由	施業 方法	既存施設 の概要	施設 整備	備考
野外ス ポーツ地 域	向坂山	既設	0.49	1025イ	ブナを主体とした天然林であり、四季折々の自然美を持って いる。 また、冬季は積雪が多く、愛好者にはスキーサークルとして利用者が増大している。	林地以外の土 地			
風景林	木原山	既設	24.33	300ろ、ろ2、 300は、に、 300ほ、ち ----- 300イ、ロ、 302ロ	熊本市と八代市の中間に位置し、優れた眺望に恵まれてお り、散策等の大衆的な利用がなされている。	天然生林へ導 くための施業 ----- 林地以外の土 地			
その 他		既設	0.59	310ロ、 311ヘ、ト、 316ニ、ホ、 318ロ、ハ	レクリエーションの森施設敷	林地以外の土 地			

## 7 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

名 称	区 域 (林小班)		面 積 (ha)	森林施業 の種類	林道の 開設等	設定年及び 有効期間	備 考
該当なし	民						
	国						

8 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種類	名称	設定年度	面積 (ha)	位置 (林小班)	備考
次代検定林	矢部署スギ	S38	3.62	1010は1	スギ
	九熊本第56号	S52	1.20	1137い4、い5	スギ
	九熊本第117号	H3	1.00	1014ま4	ヒノキ
	九熊本第育-3号	H9	0.37	1006む3	ヒノキ
遺伝試験林	スギ矢部署第4号	S52	0.91	1014ろ1	スギ
	九熊本第144号	H13	0.46	1012～3	スギ
	九熊本第159号	H21	0.33	1142ほ6	スギ
育種集団林	九熊本第143号	H13	0.63	1012～2	スギ
	九熊本第158号	H21	0.66	1142ほ6	ヒノキ
抵抗性検定林	九熊本第108号	H2	0.80	1057れ2	スギ
試植検定林	矢部署第3スギ	S40	0.62	1011ね1	堂屋敷スギ
交雑実生林	矢部署スギ	S39	1.54	1012ろ1	スギ
遺伝子保存林	ナンゴウヒ	S51	2.17	307に1	ヒノキ
展示林	品種別展示林	S42	2.00	1140い2	スギ
	品種別展示林	S44	1.50	1052は	ヒノキ
	品種別展示林	S44	0.50	1052ほ	スギ
溪畔保全プロジェクト林	金山川	H25	13.56	1145わ、よ、れ	

(2) フィールドの提供

対象地（林小班）	設定の目的	備考
307り3	ふれあいの森	平成15年10月8日協定 (社)熊本県青年塾
1142ほ7	ふれあいの森	平成22年8月1日協定 ライオンズクラブ国際協会337-E地区
1144い、は、に、ほ、へ、と、 ち、イ 1145全部 1146い、ろ、ろ1、は、に、へ、 ～1、と、ち、り、ぬ、る、イ	社会貢献の森	平成22年7月26日協定 サントリーホールディング(株)

(3) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位置（林小班）	面積(ha)	施業方法
307そ、つ、つ2	4.96	育成天然林へ導くための施業
307つ1	0.87	天然生林へ導くための施業
計	5.83	

注 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。

(4) 森林共同施業団地

名称	対象地 (林小班)		面積 (ha)	連携した施業の内容	備考
該当なし	民				
	国				